

# 郵政改革について

---

社団法人 生命保険協会

平成22年10月8日

## 【郵政改革における現状】

H17年10月

○郵政民営化法が成立。  
⇒平成29年9月末までに日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行および郵便保険会社の株式の全部を処分

H21年12月

○「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行および郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（株式売却凍結法）」が成立。

H22年5月

○衆議院本会議において、郵政改革関連法案について審議が行われ、可決。

H22年6月

○第174回国会閉会に伴い、廃案。

郵政民営化法が存続しながら、株式売却凍結法案が成立し、政府が100%株式を保有し続けている状態。

# 生命保険業界におけるマーケットの状況

## ■契約1件あたりの平均生命保険金額(平成22年3月末)

**790** 万円

平成21年3月末  
**844** 万円

平成20年3月末  
**895** 万円

平成19年3月末  
**935** 万円

※生命保険協会「生命保険事業概況」より (かんぽ生命を除く民保平均)

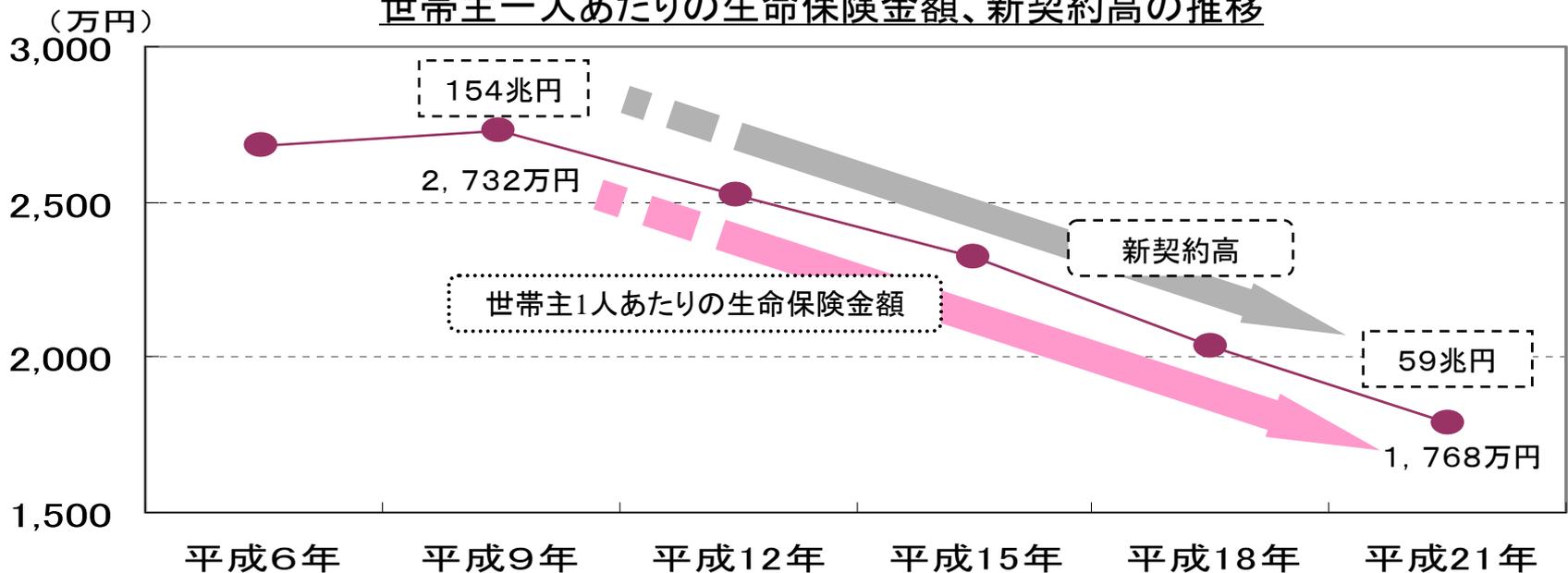
## ■世帯主一人あたりの平均生命保険金額

**1768** 万円

※(財)生命保険文化センター「平成21年度 生命保険に関する全国実態調査」より

年々減少傾向にあります

## 世帯主一人あたりの生命保険金額、新契約高の推移



※生命保険協会「生命保険事業概況」「生命保険の動向」、生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」より

# かんぽ生命の規模と信用について

## 世界の生命保険会社の総資産

(2009年度世界概況)

	会社名	総資産
1	かんぽ生命(日)	100兆円
2	アクサ(仏)	94兆円
3	ジェネラル(伊)	56兆円
4	アビバ(英)	53兆円
5	メットライフ(米)	50兆円
6	日本生命(日)	48兆円
7	プルデンシャル(米)	44兆円
8	CNP(仏)	40兆円
9	TIAA(米)	35兆円
10	ブルーデンシャル(英)	34兆円

※フォーチュン誌「Fortune 2010 Global 500」より

## かんぽ生命の基礎利益(2009年度)

4,271 億円

## かんぽ生命のソルベンシーマージン比率(2009年度)

1,663 %

国内生保9社平均:991%

今後かんぽ生命に加入しようとする方のうち

28.9 %

…「政府が間接的に株式保有していて安心できるから」と回答している方。

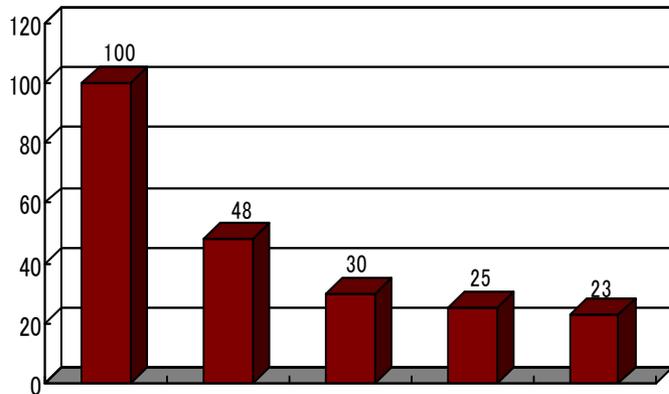
39.1 %

…「国営事業として運営してきた伝統があるから」と回答している方。

※生命保険文化センター「平成21年度生命保険に関する全国実態調査」より

## 国内の生命保険大手との比較

(兆円)

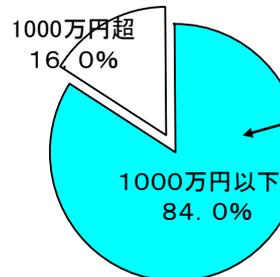


(2009年度末)

## 民間生保と競合するかんぽ契約

(平成20年度)

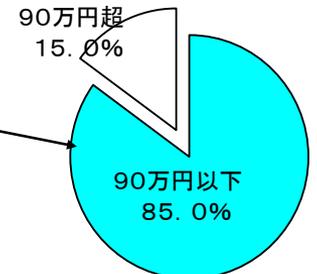
### 保険の新契約件数



かんぽ生命と競合する民間生保の新契約  
 保険金額 1000万円以下  
 年金額(年額) 90万円以下

かんぽ生命の限度額以下の保険・年金も民間生保ですでに十分に提供している。

### 年金の新契約件数



注：年金は変額年金等を除く

# 保険契約の引受態勢について

## ■民間生保A社の場合 (2009年度実績)

告知書契約 年間**63** 万件

告知書以外  
の契約 年間**53** 万件

年間53万件の契約引受を行うために

社医 **57** 名

嘱託医 **3746** 名

面接士 **441** 名

健康証明書契約団体  
**17,136** 団体

## ■かんぽ生命の場合 (2009年度実績)

告知書契約 年間**226** 万件

※「2010かんぽ生命の現状」より

限度額引上げには保険引受管理態勢を含め、適切な態勢整備が必要

年齢・商品にもよりますが、概ね保険金額1,000万円超の契約には医師の診査が必要となります。

民間生保は長い年月をかけて、保険引受の管理態勢を整備してきました。



# 生命保険のユニバーサルサービスについて

民間生保の拠点、代理店、募集人は既に全国を網羅しており、国民に生命保険のサービスを提供しています。

## ■全国の民間生保の拠点・募集代理店

約 **120,000** 箇所

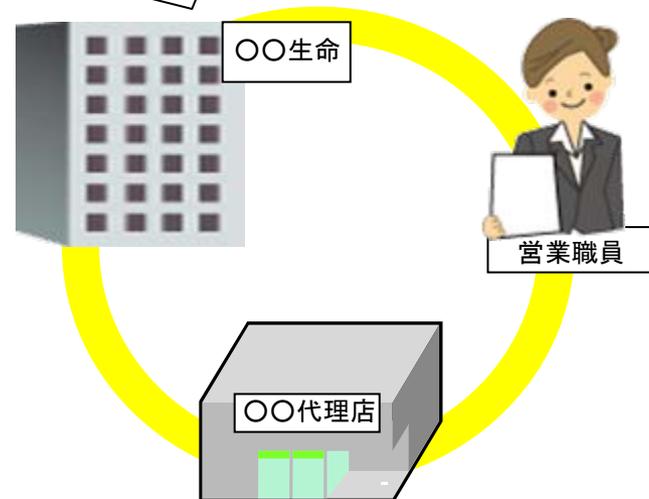
## ■全国の民間生保の営業職員数

約 **250,000** 名

## ■全国の募集代理店の募集人数

約 **830,000** 名

※日本郵政グループの代理店・募集人を除く。「平成21年度インシュアランス生命保険統計号」より



かんぽ生命に直近加入した方の加入理由のうち「近くに他の生保等がなく、保険に加入することができないから」と回答している方

※生命保険文化センター

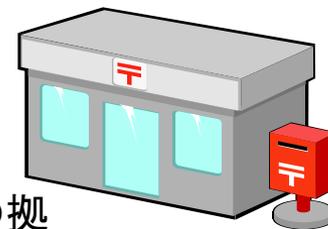
「平成21年度生命保険に関する全国実態調査」より

**0** %

## ■全国の郵便局

約 **24,000** 局

山間部、離島など民間生保の拠点・代理店がないところでは、例えば、**郵便局**を通じ民間生保商品を提供することもできます。



# 郵政民営化に対する生命保険協会の意見

○郵政民営化にあたっては、公正かつ自由な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会の実現につなげ、国民の利益を増大させることが必要である。

○この実現のためには、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」が前提である。

○将来に亘って半永続的に政府出資が残る、又は将来的な売却の見通しが不明な状態では、公正な競争条件は確保されていない。

○政府出資の完全解消等による「公正な競争条件の確保」、および引受・支払やコンプライアンス等の「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、かんぽ生命における保険金の限度額の引上げをはじめとする業務範囲の拡大は認められるべきではない。

# 郵政改革関連法案等に対する生命保険協会の意見

- 第174回国会に提出された郵政改革関連法案等においては、民間生保とかんぽ生命の間の「公正な競争条件の確保」の観点から、以下の点について懸念があります。
- 以下の懸念点が解消されるまでの間、かんぽ生命の加入限度額の引上げや業務範囲の拡大等については容認できないと考えます。

## ①かんぽ生命に(間接的な)政府出資が継続する点

- \* 政府が日本郵政株式会社の議決権の1/3超を、日本郵政株式会社がかんぽ生命の議決権の1/3超を常時保有し、政府によるかんぽ生命の経営への関与が継続することとされている。

## ②かんぽ生命の業務拡大について、主務大臣への「届出」事項とされ、届出違反の場合にも主務大臣による「勧告」とされる等、現在より実質的に緩和されている点

## ③日本郵政(株)に対する政府の議決権、かんぽ生命に対する日本郵政(株)の議決権がともに1/2以下となった場合に、業務内容の「届出」並びに主務大臣の「勧告」及び郵政改革推進委員会の調査審議等が不要となるとされている点

## ④保険のユニバーサルサービスが義務付けられている点

- \* 生命保険のユニバーサルサービスについては、既に民間生命保険会社の取組みで実現しており、「金融過疎」問題は発生していない。